

4 いじめ防止・いじめ対策 基本方針

白鷹町立荒砥小学校

1 はじめに

改めて、「いじめはどの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、かかわりと認め合いを大切にした教育活動の中で、自尊感情を高め、思いやりの心や自他の命を大切にしながら、互いを尊重し合う子どもの育成に一層努める必要がある。

いじめ防止対策推進法第13条を受け、学校・家庭・地域・関係機関が密接に連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応に全力で取り組むために「いじめ防止・いじめ対策 基本方針」を策定する。

2 いじめ防止の取り組み

＝基本姿勢＝

- (1) いじめの定義を正しく認知し、「いじめを絶対に許さない」子どもの尊厳を大切にした風土をつくる。
- (2) 生徒指導の機能をもとに、子どもの自己有用感を高める教育活動をつくる。
- (3) 子どもの命と人権を最優先に、みんなで、いじめ防止に取り組む。

(1) いじめの定義を正しく認知し、いじめを絶対に許さない、子どもの尊厳を大切に した風土をつくる。

- ① いじめの定義や態様、特質、指導等について、校内研修や職員会議で共通理解し、教職員全員が高い意識でいじめに対峙する。
- ② 「いじめは人間として許されない」ことについて、全校集会や学級活動で指導したり、大事な視点を校内に掲示したり、子ども同士が児童会総会や代表委員会、学級会などで話し合ったりする等、いじめ撲滅にむけて全校で取り組む。
- ③ 一人一人が認められ、居場所のある温かな学級づくりを行う。また、学級のルールを守る等の規範意識を醸成する。
- ④ 子どもの行動に関するアンテナを高く、しなやかにし、常に心に寄り添い、安心と信頼をうむ生徒指導及び教育相談をすすめる。

(2) 生徒指導の機能をもとに、子どもの自己有用感を高める教育活動をつくる。

- ① 教材研究に裏打ちされた確かな指導観のもと、個々の実態に配慮した細やかな支援で、一人一人が達成感と成就感を味わえる「わかる楽しい授業」にする。
- ② 「特別の教科 道徳の時間」を要とし、日常の授業、読書活動や様々な体験活動等による学校教育活動全体で、道徳教育をすすめる。
- ③ 目標に向かって、困難を乗り越えたり、助け合ったりしながら主体的に取り組

み、「できる自分」「他者の役に立つ自分」を実感する体験活動を積み上げる。

- ④ あいさつ運動、チョボラ運動、縦割り班遊び等、円滑にコミュニケーションを図り、お互いを尊重し合う、子ども主体の活動をすすめる。
- ⑤ 授業の中で、ソーシャルスキルトレーニング等を行い、良好な人間関係づくりを進めていく。

(3) 子どもの命と人権を最優先に、みんなで、いじめ防止に取り組む。

- ① 子どもを見つめ、考え、育てる多様な仕組みを有機的に機能させる。

ア 職員打ち合わせ（児童理解）

週1回、全教職員で、子どもの生活や行動に関する現状について情報交換し、指導等について共通理解・共通実践する。

イ 職員会議（児童理解）

年度当初の児童理解の時間設定と、さらに、月1回、子どもの生活や行動に関する現状について情報交換し、指導等について共通理解・共通実践する。

ウ いじめ防止対策委員会（教育相談委員会）

校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任等により、いじめ防止措置を実効的に行うため、必要に応じて開催する。

- ② 学校だより等で元気な子どもの姿や共に考え育てたい視点を発信したり、家庭・地域からの情報等に即時対応したりして、学校・家庭・地域が子どもを見つめ、安心して生活できる基盤をつくる。

- ③ 発達障がいを含む、障がいのある児童について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

ア 個別の教育支援計画並びに個別指導計画の策定と実施

イ PDCAサイクルを生かした個に応じた指導・支援

3 いじめ早期発見の取り組み

＝基本姿勢＝

- (1) 常に子どもを見つめ、小さな変化に敏感になり、困り感に温かく寄り添う。
- (2) 子どもの命と人権を最優先に、「見えるいじめ」「見えないいじめ」を、みんなで、早期に、発見する。

(1) 環境づくり

いじめに限らず、困ったことや悩みがあれば、誰にでも相談できること、相談することが大切なこと等、子どもへの働きかけをすすめる。さらに、相談しやすい体制や信頼関係づくりに努める。

(2) 児童理解

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」の基本認識に常に立ち、学習・生徒指導で、子どもの小さな変化を細やかに見取り、子どもとの語り合い、教職員での話し合いを日常的にすすめる。

(3) 児童教育相談

各学期に実施する。学級担任が子ども一人一人の学習や生活等について、困り感を捉えた適切な支援と、がんばっている点への積極的かつ共感的な認めを行う。

(4) 児童アンケート

「心のアンケート」を学期終わりに、いじめ発見調査アンケートを年2回（6月と11月）実施する。子ども一人一人に、学校・家庭生活について自己評価させ、自己有意感の感得状況を把握するとともに、困り感の発掘に努める。

(5) 保護者教育相談

年1回（11月）、期間を設定するとともに、電話・連絡帳・面談等で日常的に通い合い、家庭における困り感の発掘に努める。

(6) 保護者アンケート

年2回（6月と11月）実施する。学校・家庭生活全般について評価いただき、学校生活に関する信頼状況を把握するとともに、困り感の発掘に努める。

4 いじめに対する措置

＝基本姿勢＝

- (1) 子どもの命と人権を最優先に、即刻、全員で、真摯に、対応する。
- (2) 家庭の理解と協力を得ながら、子どもの安全確保と立ち直りに全力を挙げる。
- (3) 重大事案または重大事態の疑いがあると認められたときは、教育委員会、警察等関係機関と連携して解決する。

- (1) いじめと思われる事案を発見した教職員は、状況を把握し、適切な指導を行った後、関係職員に連絡するとともに、速やかに教頭に報告する。
- (2) いじめと思われる事案の通報を受けた教職員は、通報内容を記録し、事実確認を約束した後、速やかに教頭に報告する。
- (3) 校長は、教頭の報告を受けて、いじめ防止対策委員会開催を指示し、対応策について、即刻、協議・実行する。

【解決への道すじ】

- ① 全職員で分担して、関係する子どもから個別に事情を聞き取り、事実を確認・共有しながら、計画を立案して、指導にあたる。
 - ・ いじめられた子どもには、教職員・友達等で支える体制と、落ち着いて学習や生活できる環境をつくる。
 - ・ いじめた子どもには、毅然と対応し、自分自身の言葉でいじめについて語らせる。いじめの背景に目を向け、健全な人格の成長にも配慮しながら、自らの責任を自覚させ、すぐにいじめをやめさせる指導を徹底する。
 - ・ 見ているだけの子どもも、同じ空間にいてそれらしい雰囲気を感じていながら何もしない子どもも、いじめた子どもと同じ意味を持つことや、全員で仲よしの生活を創り上げることを指導し、改めて「いじめは絶対許さない」という意識を浸透させる。
 - ・ 関係する子どものプライバシーには、十分に配慮する。
- ② 校長は、事実確認の結果を教育委員会に報告し、出席停止を含めた今後の対応等について指導を受ける。
- ③ 全職員で、関係する子どもの保護者に説明し、ともに指導にあたる。
 - ・ いじめられた子どもの保護者には、事実を説明し、理解と納得をいただくとともに、徹底した安全の確保と秘密の厳守を伝え、不安を取り除く。
 - ・ いじめた子どもの保護者には、事実を説明し、理解と納得をいただくとともに、継続的な助言を行い、協力的な指導をすすめる。
 - ・ 周りの子どもの保護者には、状況に応じて事実を説明し、理解と納得をいただく。
- ④ 全職員で、毎日、子どもの変容等を確認し、指導を改善する。
 - ・ いじめられた子どもには、教職員・友達等で励まし、状況に応じて外部専門家の協力を得ながら、自尊感情を高める支援を続ける。
 - ・ いじめた子どもには、毅然とした対応をもとに、健全な人格の成長にも配慮しながら、教職員・友達等で励まし、自尊感情を高める支援を続ける。
 - ・ まわりの子どもには、全員で仲よしの生活を創り上げることを継続指導し、いじめのない明るく元気な学校生活をころがけさせる。
- ⑤ 「いじめの解消」について、正しい認識を持ち、解消したと思われる場合は、折にふれ、アンケートや聞き取り等の必要な支援を行い、継続して見守る。

【いじめの解消とは】

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3カ月以上）。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

5 生命、心身、財産に重大な被害のある事案への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問シートやその他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童（生徒）が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

- 学校評議員
- 学校医
- 町健康福祉課
- 民生委員代表
- 警察官経験者等関係者

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、学校経営案巻末の「重大事故発生時の救急及び緊急連絡体制」による。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く白鷹町教育委員会を通じて白鷹町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ白鷹町教育委員会、長井警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

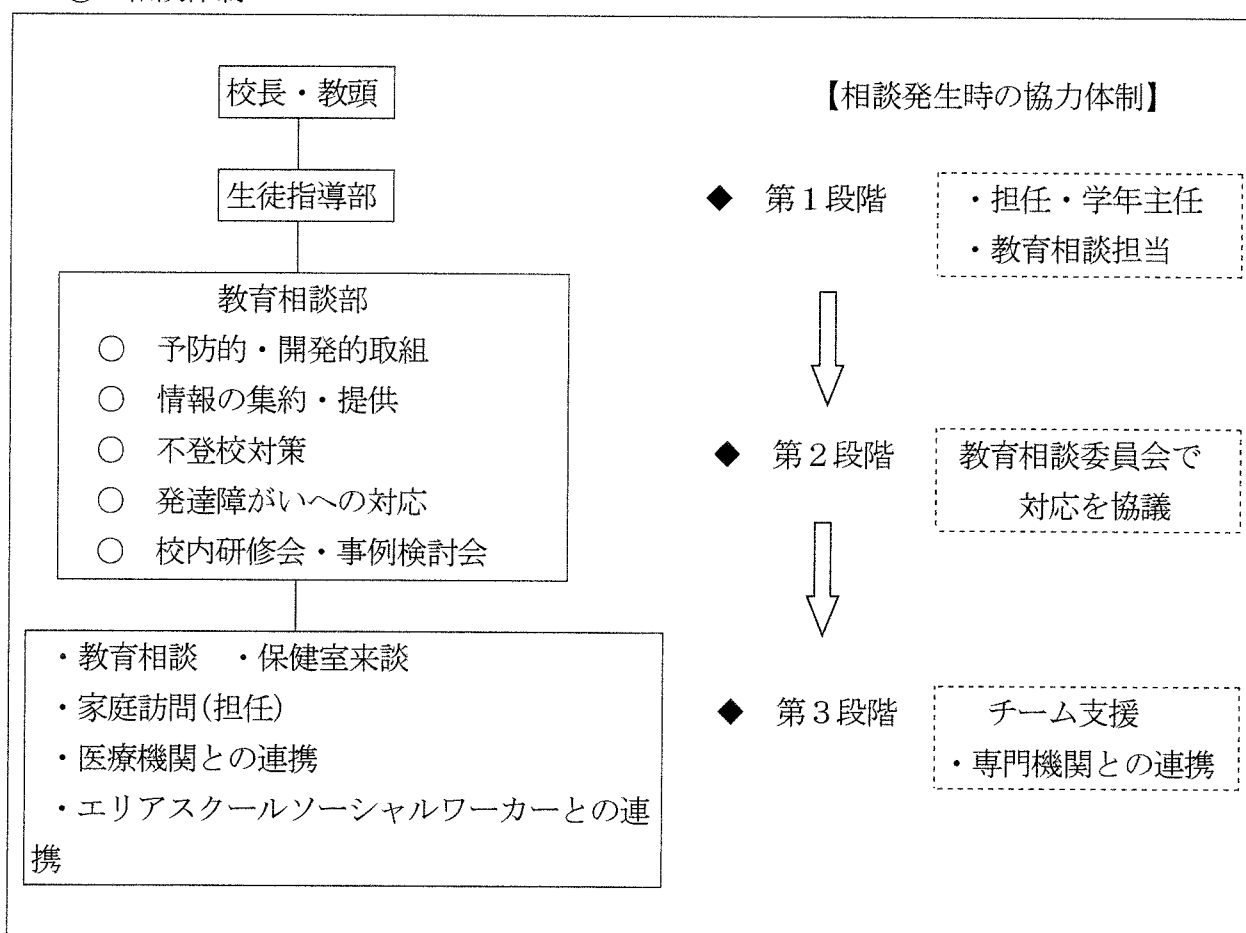
6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談のねらいと相談体制

① ねらい

- ・ 子ども一人一人に大切にかかわり、個人的問題、対人関係問題、学業上の諸問題、それらに関する様々な問題の解決、指導、支援を行い、望ましいパーソナリティーの育成と人間関係の形成を図る。
- ・ 不適応状態にある児童を早期に発見し、適切な指導・支援を行い、学校生活への適応を図ると共に、問題未然防止のための予防的・開発的な指導や相談を行う。

② 相談体制



③ 指導の重点

- ・ 行動観察や日記等による日常的な子どもの理解や状況把握や、教育相談期間（年3回～5月・8月・1月）を設定してアンケートを実施し、問題の早期発見に努める。また、アンケートに基づいて、全員と個別面談を実施する。
- ・ 全学年を対象に、Q-Uを年2回（6月・11月）実施し、子ども一人一人の内面を理解したり学級の充実感や満足度を把握したりして適切な対応を行い、居心地のよい学校生活を送ることができるように支援する。
- ・ 報告・連絡・相談の体制を機能させ、教育相談委員会を受け、必要に応じて生徒指導会議（生徒指導部長・教育相談部員・担任・学年主任等）を開く。支援のニーズに合ったチームを編成し、チームを中心に互いに共通理解と連携を図りながら問題の解決にあたる。
- ・ 児童理解校内研修会（4月及び5月）を実施して、全職員が子どもの実態を把握するとともに、教育相談委員会、生徒指導委員会等のなかで情報交換を密に行いながら諸問題の解決にあたる。
- ・ 具体的指導事例については、できるだけ早く全職員に必要な情報や指導の経過を報告し、理解と協力を得るようにする。

(2) 生徒指導体制と活動計画

① ねらい

自尊感情の育成

- ・ 「荒砥小学校のよい子のくらし」等のきまりをもとに、生徒指導の機能を生かした指導で、凜とした温かみのある営みを創る。
- ・ 児童会活動や学級活動等、子ども主体の活動を活性化させ、一人一人のよさを伸長させるとともに、校是「琢磨」をもとに高めあう集団にし、自尊感情と共生の心を育む。

② 指導体制と指導の進め方

手 順	ポ イ ン ト
第一次報告 ↓ (学年主任へ報告、その後、教頭、校長、生徒指導主任) 正確な事実の把握 ↓ (生徒指導カルテの作成)	○ 事案発生後、直ちに学年主任、に相談・報告する。 (報告の流れ 学年主任 → 教頭 → 校長 → 生徒指導主任) ○ 児童の心を大切にしながら、個別にじっくり話を聞く。 ◇ いつ ◇ だれが ◇ どこで ◇ 何を ◇ どのように ◇ なぜ (気持ち)
対応の検討 ↓ (原案をもとに協議) 対 応 (迅速に、丁寧に対応) 見届け	○ 担任、主任等、複数で対応する。 ○ 複数の児童が関連する場合は、一人一人の話を照合して不明確なところを再確認する。 ○ 事実の共通理解をはかる ○ 課題を整理する ・ 不安や障害の除去 ・ 拡大、派生の防止 ・ 関係児童の指導 ・ 保護者、家庭の状況 ・ 再発防止 ○ 解決への道筋の検討 ・ 関係児童への指導 ・ 学級、学年、学校全体の指導 ・ 家庭との連携 ・ 対外的な対応 ○ 児童と保護者の心を大切にした丁寧な対応を、迅速に行う。 ○ 担任と主任、生徒指導部長を中心に、必要に応じていろいろな立場の職員が関わって対応する。 ○ 状況を逐次報告しながら、校長の指導のもとに進める。

③ 指導の重点

- ・ 基本的な生活習慣や行動様式を身に付け、きまりを守って生活ができるよう、生活課題についての子どもの児童の振り返りや「よい子の暮らし」を基にした日常の指導、学級や児童会の活動を生かした自主的な取組を推進し、自律性と規範意識を高める。

- ・ 一人一人のよさの認め合い、できるようになった喜びや自己存在感を味わわせる子ども同士の関わりや教師の関わりを高め、自尊感情を育む。
- ・ 不登校・問題行動を未然に防止するために、思いやりをもって、好ましい人間関係を築き、明るく楽しい生活ができるようにするとともに、子どもとの信頼関係を築きながら早期発見、早期指導に努める。

7 校内研修

- (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画
 - ・ いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する教職員の共通認識を図る。
 - ・ 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。
- ※ 具体的な計画は「学校経営計画」による

8 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
 - ・ 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 地域や家庭との連携
 - ・ PTA総会や学級懇談会、親子行事、学校だよりや学年・学級だより等において、「いじめ防止対策推進法」の趣旨・内容やいじめの定義等について周知するとともに、学校いじめ防止基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル等
 - ・ 生徒指導部の長・短期計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
 - ・ 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 ネットいじめへの対応

- (1) ネットの書き込みは、法務局、プロバイダ等と連携を図り、直ちに削除する。
- (2) ネット、メール等を利用したいじめ発見のため、教育委員会と連携して行う。
- (3) 校内での情報モラル教育を通し、子ども自身に使い方やルール等について考えさせる。また、保護者でも学年懇談会や研修会等で積極的に理解をすすめる。
- (4) 山形県教育委員会策定 別冊「インターネット上のいじめの対応について」を参照する。

10 その他

- (1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
縦割り活動での異年齢交流や地域行事等への積極的参加
等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。